

東京都北区立飛鳥中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和 7 年度

本方針は、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条」、「東京都北区いじめ防止条例」、「東京都北区いじめ防止基本方針」により、北区立飛鳥中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものです。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの学級にもどの子どもにも起こりうるという認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。また、実際にいじめが発生した場合は、全教職員総がかりで対応し、保護者、関係機関と連携していきます。さらに、いじめが解決した後についても様子を注意深く観察し、適切な指導・支援につなげていきます。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

いじめの疑いがある事案に対しては、生活指導部会を構成する教員からなる「学校いじめ対策委員会」にて対応する。構成する教員は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭（特別支援コーディネーター）、スクールカウンセラー等とする。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組（【別表】参照）

○未然防止のための取組

- ・日頃より、校長講話や道徳授業を要として、人権教育を充実していきます。
- ・すべての学級で「いじめに関する授業」を年間 3 回以上実施します。
- ・学校行事等において、生徒による主体的な取り組みを積極的に支援していきます。
- ・保護者・地域との連携を強化し、いじめの未然防止への協力を求めます。
- ・情報モラル教育・セーフティー教室を充実させ、新しい形のいじめの未然防止にも積極的に取り組んでいきます。
- ・「SNS 東京ルール」を踏まえて、「SNS 学校ルール」や「SNS 家庭ルール」を生徒が考えて実践につなげます。

○早期発見のための取組

- ・子どもが抱える悩みや不安などを把握し、解決方法について相談に応じるため、学級担任等は、年間 3 回程度、個人面談を実施します。
- ・年 3 回実施される「ふれあい月間」において、「いじめに関するアンケート」を実施し、いじめ発見につとめます。また、webQ U 調査の情報も活用します。
- ・年度当初にスクールカウンセラーによる 1 年生全員の教育相談（全員面接）を実施します。

- ・ 集団から離れて一人である生徒への声かけや文房具等へのいたずらや紛失があった際の即時対応と原因の追究を行います。
- ・ 「東京都いじめ相談ホットライン」等、いじめや悩みごとの相談窓口を周知し、学校ホームページにも掲載し、いつでもだれでも利用できることを伝えます。

○早期対応のための取組

- ・ 本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速に初期対応にあたります。
- ・ 休み時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制を構築します。
- ・ いじめの原因や背景の調査による根本的な解決に努めます。
- ・ 事実の確認、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止します。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図ります。
- ・ 教員の「いじめに関する研修」を年間3回校内で実施するとともに、校外で行われる研修にも積極的に参加し、対応力向上を図ります。

4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに北区教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対して校長は適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に留意し、生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していきます。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、結果を公開するとともに、いじめ防止に関して改善を図ります。

また、学校評議員やPTAとの連携を強化し、情報を得られるようにします。

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

			生徒へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			○個々の価値観等の理解(道徳・特別活動・総合) ○道徳教育の充実(人権教育、情報モラル) ○正しい判断力の育成(道徳・特別活動・総合) ○奉仕的体験活動への積極的取組	○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見			○集団から離れて一人でいる生徒への声かけ ○個別面談や生徒対象のアンケートによる情報収集(ふれあい月間:6月・10月・2月) ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究	○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○スクールカウンセラー、関係機関(警察、生徒相談所等)との連携	○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携	○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害生徒・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(カウンセラー等)との連携	○いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係がない生徒			○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめの側や傍観者にならない強い意志を育成

II 家庭や地域との連携

庭(PTA)での取組	○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発(PTA教育講演会の実施等) ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時には、はっきりと叱ることの実践啓蒙 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡